

## 「税と社会保障」

日本テンブルヴァン(株)井上 拓郎

### 「103万円の壁」

明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願い申し上げます。

毎年恒例の公益財団法人日本漢字能力検定協会が発表し、清水寺の森清範貫主が揮毫(きごう)した2024年の世相を表す一字「今年の漢字」は「金」でした。パリオリンピック・パラリンピックで日本人選手達が数多くの金メダルを獲得した事や、メジャーリーガーの大谷翔平が50-50達成、また3度目MVP獲得で値千金の活躍をした事。政治とお金の問題によって衆議院選挙で与党過半数割れになった事や、佐渡金山が世界遺産に登録された事などで「金」を理由にあげた方が多かった様です。さて政治とお金の問題で与党が過半数割れた事は皆さまもご存知の通りですが、国会での決議が与党だけの思惑では決まり難くなったのは言うまでもありません。国会では新たな経済対策として収入の壁、いわゆる「103万円の壁」の見直しの議論が昨年から行われており、同時に社会保障の壁と併せて本年度中の税制改正を目指して進められておりますが、見直しが行われる事でパートやアルバイトの収入にかかる所得税の控除額等が変わります。今までは収入が103万円以下で他に所得が

無ければ所得税等はこちらから、またその配偶者は一定の要件に該当すれば、配偶者控除を受ける事が出来ました。今後この103万円の金額が税制改正によって増えた場合、その金額まで収入を増やしても所得税等がかからなくなる為、働き控えて労働時間を調整している方や、あえて収入を103万円以下に抑えている方は、所得税の控除の範囲内で収入を増やし易くなります。皆さまのご寺院でも奥さまの給与を所得税のかからない金額にされている方が多いと思いますが、今回の改正後に見直しをされてみては如何でしょうか。金額によって住民税や社会保険料が発生する可能性もありますが、この問題も同時に国会で見直しされる様ですので、所得税、住民税、社会保険料も勘案した上で増額を検討する事をお勧め致します。また各種税や社会保険料につきましては、お取引のある税理士さんにご相談されると宜しいかと思えます。

### 「106万円と130万円の壁」

収入による壁で103万円の所得税の壁と同様に、106万円と130万円の社会保険の壁があります。これはパート・アルバイトでも要件を満たしている場合は会社の規模に応じて社会保険への加入が義務付けられる事に起因します。社会保険とは健康保険・介護保険・厚生年金保険・雇用保

険・労災保険からなる公的保険制度ですが、常時51名以上の従業員がいる企業、所定労働時間が週20時間以上、雇用期間が2か月超、月の賃金が88,000円以上ある方はパートやアルバイトであっても(学生は除く)社会保険に加入する義務が発生します。106万円を超えて上記条件に当てはまる場合には社会保険料を会社と労働者が折半で支払うため、結果として労働者は社会保険料負担分取りが減り、会社は社会保険料の折半部分の負担をする事になります。また130万円の壁としましては、この金額を超える収入がある場合、会社の規模等に関係なく配偶者の扶養から外れなければならなくなり、結果として自分自身で社会保険に加入しなければならなくなります。この106万円と130万円の壁についても改正について議論されており、変わる可能性があります。社会保険に加入する事によって各種の手当が受取れ、ご寺院側にとってもメリットがあります。この機会にご寺院で社会保険についても検討してみても如何でしょうか。ちなみに130万円を超えてしまう年がある場合でも、会社が一時的な収入増と証明する事により2年間は扶養に留まれる様です。今年も皆様にとって良き一年となる事を祈念しております。